（様式第１号）

障害者法定雇用率達成事業者登録申請書

 　　　　年　　月　　日

　鳥取県知事　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号

 　　　住所

 　　　 商号又は名称

代表者名

電話番号

　障害者法定雇用率達成企業に対する物品等の調達に関する配慮措置を受けたいので、障害者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達に関する取扱要綱第３条の規定に基づき申請します。

　なお、この申請書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
|  障害者雇用率 |  ％ |

　注）障がい者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する身体障害者及び同条第４号に規定する知的障害者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

【添付書類】

１　申請者が、法第43条第７項及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第８条に基づき、本申請に係る登録期間の開始日が属する年度に係る障害者雇用状況報告を行った場合

当該障害者雇用状況報告書の写し

２　１以外の場合

（１）障害者法定雇用率達成事業者登録申請計算書（様式１号の２）

（２）障がい者の雇用を証明できる書類（ア及びイ）

ア　身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳（一の労働者に複数の障がいがある場合は、主たる障がい（当該労働者にとって最も職業生活に相当の制限を与え、又は職業生活を営むことを著しく困難なものとしている障がいをいう。）に係るもの）

イ　雇用保険被保険資格取得等確認通知書の写し等

（様式第１号の２）

障害者法定雇用率達成事業者登録申請計算書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  所在地 |  |
|  商号又は名称 |  |
|  |  | 合計 | 事業所別の内容 |
| ① | 事業所の名称 |  |  |  |  |
| ② | 事業所の所在地 |  |  |  |
| ③ | 事業の内容 |  |  |  |
| ④ | 除外率 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |
| ⑤ | 常用雇用労働者の総数 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |
| ⑥ | 算定基礎となる労働者数（⑤－④×⑤） |  | 人 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |
| 障がい者の雇用状況 | 常用 | ⑦ | 重度の身体・知的障がい者数 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |
| ⑧ | ⑦以外の身体・知的・精神障がい者数 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |
| 短時間 | ⑨ | 重度の身体・知的障がい者数 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |
| ⑩ | ⑨以外の身体・知的障がい者数 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |
| ⑪ | 精神障がい者数 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |
| 特定短時間 | ⑫ | 重度の身体・知的障がい者数 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |
| ⑬ | 精神障がい者数 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |  | 人 |
| ⑭ | 障がい者数｛⑦×２＋⑧＋⑨＋（⑩＋⑫＋⑬）×1/2＋⑪｝ |  | 人 |  |
| ⑮ | 障害者雇用率（⑭/⑥×100） ※小数点以下第３位を四捨五入 |  | ％ |  |

　※記載上の注意事項が裏面にありますので、御注意ください。

【記載上の注意】

１　①欄には、全ての事業所の名称を記入すること。

２　②欄には、①の事業所の所在地を記入すること。

３　③欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）別表第４の除外設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、該当する主たる業種の内容を具体的に記入すること。

４　④欄には、③欄に記載した事業の種類に係る除外率を施行規則別表第４から記入すること。除外率のない業種の除外率は０％とする。

５　⑤欄には、１年を超えて雇用される見込みがある、又は１年を超えて雇用されている労働者数を記入すること。

６　⑥欄には、⑤欄の数に④欄の除外率を乗じて得た数（端数切捨て）を⑤欄の数から控除した数を事業所ごとに記入すること。

７　⑤及び⑥欄は、短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）は　0.5人に換算すること。特定短時間労働者（週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）は含めないこと。

８　⑦から⑬欄までの障がい者の範囲は以下のとおりとする。なお、一の労働者が複数の障がい者に該当する場合は、主たる障がい（当該労働者にとって最も職業生活に相当の制限を与え、又は職業生活を営むことを著しく困難なものとしている障がいをいう。）に係るもの１つにのみ人数を計上すること。

　ア　身体障がい者　　　　身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する身体障害者障害程度等級表の１級から６級までの障がいを有する者及び７級の障がいを２以上重複している者

 イ　重度の身体障がい者 身体障害者障害程度等級表の１級及び２級の障がいを有する者及び３級の障がいを２以上有している者

 ウ　知的障がい者 知的障がい者判定機関（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター）によって知的障がいがあると判定された者

 エ　重度の知的障がい者　知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判断された者

 オ　精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

９　⑨、⑩及び⑪欄は、原則として雇用保険上の短時間労働者となる者であり、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいう。

10　⑫及び⑬欄は、週の所定労働時間が10時間以上20時間未満である者をいう。